



公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、飯田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成26年4月14日

長野県知事 阿部 守一

1 開催日時及び場所

- (1) 開催日時 平成26年5月11日（日）午後2時から
- (2) 開催場所 飯田合同庁舎3階 講堂（飯田市追手町2-678）

2 都市計画案の概要

飯田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

3 案の閲覧について

平成26年4月15日（火）から平成26年5月9日（金）まで、4の(4)の場所において閲覧に供します。（土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

4 公述の申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」といいます。）を提出してください。

(1) 公述申出のできる者

都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者

(2) 公述申出期間

平成26年4月15日（火）から平成26年4月30日（水）まで

(3) 公述申出書の提出期限

持参の場合は、申出期間最終日の午後5時15分までに提出されたもの、郵送の場合は、同日までに到着したものに限ります。

(4) 公述申出書の提出先

長野県建設部都市・まちづくり課、長野県飯田建設事務所、飯田市役所

(5) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選出して公述人に通知します。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

(第2号様式)

(別紙様式)

公述申出書

(整理番号)

飯田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

長野県知事 阿部守一様

公述申出人

住 所 □

ふりがな
氏名

(電話)

意見の要旨

- (備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。
 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。
 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、松川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成26年4月14日

長野県知事 阿部守一

1 開催日時及び場所

- (1) 開催日時 平成26年5月10日（土）午前10時から
- (2) 開催場所 松川町役場2階 大会議室（下伊那郡松川町元大島3823）

2 都市計画案の概要

松川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

3 案の閲覧について

平成26年4月15日（火）から平成26年5月9日（金）まで、4の(4)の場所において閲覧に供します。（土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

4 公述の申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」といいます。）を提出してください。

(1) 公述申出のできる者

都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者

(2) 公述申出期間

平成26年4月15日（火）から平成26年4月30日（水）まで

- (3) 公述申出書の提出期限
持参の場合は、申出期間最終日の午後5時15分までに提出されたもの、郵送の場合は、同日までに到着したものに限ります。
- (4) 公述申出書の提出先
長野県建設部都市・まちづくり課、長野県飯田建設事務所、松川町役場
- (5) 公述申出書の様式
別紙様式のとおり
- 4 公述人の選定
あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選出して公述人に通知します。
なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。
- 5 その他
この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。
- (第2号様式)
(別紙様式)

公　述　申　出　書	(整理番号)
松川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。	
平成 年 月 日	
長野県知事 阿部 守一様	
公述申出人	
住 所 □	
ふりがな 氏 名	
(電話)	
<u>意見の要旨</u>	
<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	
(備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。	

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、高森都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成26年4月14日

長野県知事 阿部 守一

1 開催日時及び場所

- (1) 開催日時 平成26年5月10日（土）午後2時から
- (2) 開催場所 高森町福祉センター2階 大ホール（下伊那郡高森町下市田2183-1）

2 都市計画案の概要

高森都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

3 案の閲覧について

平成26年4月15日（火）から平成26年5月9日（金）まで、4の(4)の場所において閲覧に供します。（土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

4 公述の申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」といいます。）を提出してください。

(1) 公述申出のできる者

都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者

(2) 公述申出期間

平成26年4月15日（火）から平成26年4月30日（水）まで

(3) 公述申出書の提出期限

持参の場合は、申出期間最終日の午後5時15分までに提出されたもの、郵送の場合は、同日までに到着したものに限ります。

(4) 公述申出書の提出先

長野県建設部都市・まちづくり課、長野県飯田建設事務所、高森町役場

(5) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選出して公述人に通知します。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

(第2号様式)

(別紙様式)

公述申出書

(整理番号)

松川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

長野県知事 阿部守一様

公述申出人

住 所 〒

ふりがな
氏 名

(電話)

意見の要旨

(備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。
 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。
 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市・まちづくり課

公告

塙尻市堅石土地改良区の役員について、次のように就任の届出がありました。

平成26年4月14日

長野県松本地方事務所長 白鳥政徳

理事

新任

氏名	住所
保科末雄	塙尻市大字広丘堅石1147番地2
郷原隆一郎	塙尻市大字広丘堅石1053番地
西村規男	塙尻市大字広丘堅石1146番地
望月美智雄	塙尻市大字広丘堅石1117番地
郷原晴夫	塙尻市大字広丘堅石1263番地5
川内修	塙尻市大字広丘堅石643番地2
塙原真一	塙尻市大字広丘堅石990番地
百瀬巖	塙尻市大字広丘堅石1029番地
柳澤賢治	塙尻市大字広丘堅石846番地
西村憲	塙尻市大字広丘堅石810番地2
吉江みゆき	塙尻市大字広丘堅石813番地3

退任

氏名	住所
古厩善一	塙尻市大字広丘堅石1058番地
西村泰博	塙尻市大字広丘堅石653番地2
西村寿文	塙尻市大字広丘堅石1044番地
西村清治	塙尻市大字広丘堅石1171番地1
北原邦男	塙尻市大字広丘堅石983番地
柳沢勇一	塙尻市大字広丘堅石851番地
三村和基	塙尻市大字広丘堅石296番地3
竹下泉	塙尻市大字広丘堅石864番地3
古厩光則	塙尻市大字広丘堅石856番地
三澤宏明	塙尻市大字広丘堅石1124番地
西村安司	塙尻市大字広丘堅石816番地

監事

新任

氏名	住所
古厩善一	塙尻市大字広丘堅石1058番地
西村泰博	塙尻市大字広丘堅石653番地2

退任

氏名	住所
西村清	塙尻市大字広丘堅石1043番地
保科次夫	塙尻市大字広丘堅石1171番地5

農地整備課

公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」といいます。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」といいます。）を次のとおり行います。

平成26年4月14日

長野県公安委員会

1 講習の対象者

受講申込日において、受講しようとする警備業務の区分以外の

警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」といいます。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」といいます。）の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当する者

- (1) 最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」といいます。）第4条に規定する1級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限ります。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」といいます。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限ります。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」といいます。）第1条第2項に規定する1級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限ります。）に係る同規則第8条に規定する合格証（以下「旧検定合格証」といいます。）の交付を受けている者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限ります。）に係る旧検定合格証の交付を受けている警備員であって、当該旧検定合格証の交付を受けた後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

2 講習に係る警備業務の区分、講習の実施期日等及び場所

(1) 警備業務の区分及び実施期日等

警備業務の区分	実施期日（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）	時間
法第2条第1項第1号の警備業務	平成26年5月19日（月）から5月22日（木）まで	
法第2条第1項第2号の警備業務	平成26年6月3日（月）から6月5日（水）まで	午前9時から午後5時まで
法第2条第1項第3号の警備業務	平成26年6月24日（火）から6月26日（木）まで	
法第2条第1項第4号の警備業務	平成26年7月1日（火）から7月2日（水）まで	

(2) 場所

千曲市大字磯部1144-4 地方職員共済組合戸倉保養所名月莊

3 受講定員

各警備業務の区分毎に40人

4 受講の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

（7）講習を受けようとする者は、下記の(2)の受講申込書を

提出する前に、長野県警察本部生活安全企画課の受付専用電話（電話番号 026-233-0108）により事前申込みを行い、講習受付番号を取得してください。

- (イ) 受付専用電話以外での受付は一切行っておりません。
- (ウ) 電話1本につき1人の受付とします。
- (エ) 定員になり次第、事前申込みの受付時間内であっても受付を締め切ります。

イ 電話受付日

警備業務の区分	電話受付日
法第2条第1項第1号の警備業務	平成26年4月25日（金）
法第2条第1項第2号の警備業務	平成26年5月7日（水）
法第2条第1項第3号の警備業務	平成26年5月19日（月）
法第2条第1項第4号の警備業務	平成26年5月27日（火）

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで（受付時間は厳守してください。）

(2) 受講申込書の提出

ア 講習受付番号を取得した者は、最寄りの警察署に、受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入した受講申込書に次に掲げる書類を添付して提出してください。

(7) 提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真（受講申込書に貼付）1枚

(イ) 資格者証又は修了証明書の写し

(ウ) 1の(1)に該当する者にあっては、受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する書面（以下「警備業務従事証明書」といいます。）

(エ) 1の(2)に該当する者にあっては、1級の検定に係る合格証明書の写し

(オ) 1の(3)に該当する警備員にあっては、2級の検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(カ) 1の(4)に該当する者にあっては、1級の旧検定合格証の写し

(キ) 1の(5)に該当する警備員にあっては、2級の旧検定合格証の写し及び警備業務従事証明書

(ク) 代理人が受講申込書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

イ 提出期間（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）

警備業務の区分	提出期間
法第2条第1項第1号の警備業務	平成26年5月1日（木）から5月9日（金）まで
法第2条第1項第2号の警備業務	平成26年5月19日（月）から5月23日（金）まで
法第2条第1項第3号の警備業務	平成26年6月2日（月）から6月6日（金）まで
法第2条第1項第4号の警備業務	平成26年6月9日（月）から6月13日（金）まで

(3) 講習手数料

講習手数料は、受講申込書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

ア 法第2条第1項第1号の警備業務 23,000円

イ 法第2条第1項第2号の警備業務 14,000円

ウ 法第2条第1項第3号の警備業務 14,000円

エ 法第2条第1項第4号の警備業務 10,000円

5 その他

(1) 受講申込書は、長野県内の警察署（生活安全課又は生活安全・刑事課）で交付するほか、長野県警察本部ホームページ（<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>）からダウンロードすることができます。

(2) この講習について不明な事項は、長野県警察本部生活安全企画課（電話 026-233-0110 内線 3032）に問い合わせてください。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課